

ねやがわパーク事業企画運営業務委託仕様書

第1 業務目的

「ねやがわパーク事業」のイベントを開催することで、市民に明るい話題を提供するとともに、市民のまちへの愛着を醸成する。

また、イベント期間中に飲食物等のブースを設置し、市内飲食店等の市民認知度を高める契機とし、これまで知らなかった市内飲食店や小売商店の利用につなげる等、地域経済の活性化を図る。

第2 業務名称

ねやがわパーク事業企画運営業務委託

第3 履行場所

本市が指定した場所

第4 契約期間

契約締結日から令和9年5月10日(月)まで

第5 業務内容

1 イベントの開催

(1) イベント実施日時

令和9年4月3日(土) 午前11時から午後8時30分まで

令和9年4月4日(日) 午前11時から午後8時30分まで

※1 市内飲食店による飲食物提供ブースの出店時間は、4月3日(土)、4日(日)は午前11時から午後8時30分まで。市内事業者による雑貨類等提供ブースの出店時間は、4月3日(土)、4日(日)の午前11時から午後5時まで。

※2 桜並木のライトアップ演出(北側遊歩道等)については、令和9年4月5日(月)から4月11日(日)までの午後6時から午後8時30分まで実施すること。

(2) 準備・撤収期間

準備は、令和9年3月29日(月)午前9時から4月2日(金)午後3時まで実施すること。

撤収は、令和9年4月4日(日)午後8時30分から4月6日(火)午後6時まで実施すること。

※ 原則、撤収は4月5日(月)に行い、翌日は予備日として取り扱うこと。

※ 桜並木のライトアップ(北側遊歩道等)の撤収については令和9年4月13日(火)午後6時まで実施すること。原則、撤収は4月12日(月)に行い、翌日は予備日として取り扱うこと。

(3) 実施場所(イベント会場)

打上川治水緑地(所在:寝屋川市太秦桜が丘25)

(4) 実施内容

ア イベントのターゲット等

メインターゲットが、うきうき、ワクワクするような内容となるように、事業者においてコンセプト、ストーリー、イベント名を提案すること。

ただし、イベント名については、2案提案すること。

メインターゲット	ねやがわキッズ、ファミリー
コンセプト	事業者からの提案に基づき決定予定
ストーリー	事業者からの提案に基づき決定予定
イベント名	事業者からの提案に基づき決定予定

イ 演出等

(ア) 基本的事項

a～cの3点の演出を基本とし、その他、光の演出を提案、実施すること。

なお、点灯時間は各日とも午後6時から午後8時30分までとする。

a 桜並木(北側遊歩道、土手及び南側(別紙位置図参照))ライトアップの演出

※ 4月5日(月)から4月11日(日)までの桜のライトアップについては、桜並木(北側遊歩道等(別紙位置図参照))において、何度来ても楽しめる、数種類の趣向を凝らしたライトアップ演出を行うこと。

b 桜が舞う要素を取り入れた動きのある光の演出

c 足元の暗さ対策を兼ねた桜や春をモチーフとした照明の演出

(イ) その他

- a 各種演出について、演出名、演出数及び演出のストーリーを示すこと。
- b 各種演出について、来場者が家族写真、子ども写真等を撮影しやすいフォトスポットとしての工夫を行うこと。
なお、フォトスポットでの工夫・取組においては、出来る限りプロの写真家、大学写真部、地域団体等と連携し、家族や子どもが体験できる演出とすること。
また、必要に応じて、衣装、小物又は撮影補助物品の貸出し等を提案することも可能である。
- c 演出は、単なる鑑賞にとどまらず、子ども及び家族が楽しめる参加型要素を含むものとし、来場者の再訪を促す工夫を行うこと。
- d 各種演出について、必要に応じて打上川治水緑地のリニューアル工事完了後に新設される施設等（展望デッキ、植栽、ウォータースライダー、キッチンカー寄付き広場等）の活用をすることも可能である（別紙工事概要図及びパース図参照）。
- e 演出に当たっては市の所有物品（末尾記載）を無償で使用してもよい。ただし、演出に当たり必要となる機材の設置・撤去等の工事は受託者の責任及び負担により行うこと。
- f ライトアップ等演出の詳細については、本市と協議の上で決定すること。

ウ 演出に係るイベントの実施

- (7) 初日に開会に係るセレモニーを実施し、市民100名程度が参加できる市の所有物品の竹かご（末尾記載）を使用するなど、市民参加型点灯式を実施すること。
 - a 市長をはじめ、市関係者の出席を予定しており、参加者については、本市と協議の上で決定すること。
 - b 進行役を配置するとともに、シナリオ作成等は受託者において作成を行うこと。進行役、及びシナリオ等については、本市と協議の上で決定すること。
 - c ステージ（5.4m×3.6m以上のもの）を設置し、100人以上が着席できる椅子、照明、及び音響設備等を設置すること。
- (イ) イベント開催中は、公募の団体や個人が音楽演奏やダンス等、パフ

パフォーマンスを行うステージを終日実施すること。なお、公募の要件等の詳細については、本市と協議の上で決定すること。

- (ウ) 開催イベントでは、子ども及び家族が楽しめる体験型コンテンツを4月3日（土）、4日（日）の各日とも1件以上実施すること。

なお、体験型コンテンツは、子どもの参加を契機として家族全体の来場・滞在を促す内容とし、本市と協議の上で決定すること。

※ 子ども向け体験型コンテンツは、必要に応じて、写真撮影演出と連動させること。

※ 既存の実施例（令和6年度は、ふわふわ遊具やバブルボール、光るシーソー等を設置。）を参考としつつ、新たな楽しみ方を提案すること。

エ 出店ブース等の設置

出店ブース等について、開催イベントのメインターゲットを意識した上で以下の取組を行うこと。

なお、来場者満足度向上・出店事業者のPR、イベント後の実店舗来店につながる取組を実施することとし、内容の詳細については、本市と協議の上で決定すること。

- (ア) 市内飲食店による飲食物提供ブースの設置・運営

会場内に市内飲食店による飲食物提供ブース（キッチンカーも可とする。）を設置し、運営すること。

a 出店者の募集

出店者の募集に際し、出店者の応募促進となる創意工夫を図ること。なお、出店に際し、最低1回以上、寝屋川市立産業振興センター（寝屋川市東大利町2番14号）において説明会を実施すること。

b 出店調整

出店する飲食店については、本市と協議の上で決定すること。

- (a) 出店者に対して、荒天時等においては、事業の中止又は一部中止を決定する場合もありうることを事前に説明するとともに、了承を得ておくこと。
- (b) イベントにちなんだオリジナルメニューの提供等を行う市内事業者の出店を優先すること。
- (c) SNS等による発信を複数回行う市内事業者の出店を優先すること。

c 出店者の要件

- (a) イベント申込日に有効な露店営業許可又は自動車営業許可を取得していること。ただし、飲食物の物販については、有効な食品衛生法における製造業の許可で足りることとする。
- (b) 寝屋川市内で店舗を営業していること。キッチンカーの場合は寝屋川市内の事業者であり、寝屋川市内での販売実績があること。
- (c) その他、出店要件については、市と協議の上、決定すること。

d 出店店舗数

30店舗とすること。

なお、打上川治水緑地のリニューアル工事後の状況により、出店店舗数が増減になる場合は、本市と協議の上で決定すること。

また、出店店舗については、本市と協議の上で決定すること。

e 各店舗仕様

出店する際には、下記仕様を基本とすること。

- (a) 区画の大きさは3.6m×3.6m以上
- (b) 各区画の正面以外の三面を幕で覆い隠すことが可能なテントを準備すること。
- (c) コンセント一口以上設置
- (d) 照明演出を阻害しない意匠
- (e) 長机1台、椅子2脚以上

※ キッチンカーを活用する場合は、この限りではない。

f 出店時間

午前11時から午後8時30分とすること。

g 出店料

出店料は1日につき12,000円（税込）とすること。なお、「ねやがわパーク事業」の運営費として活用すること。

- h 100人以上が着席で飲食できる机、椅子等の設備を設置すること。なお、設置数等については、本市と協議の上で決定すること。

- i 立ちテーブルを30台以上設置すること。なお、設置数等については、本市と協議の上で決定すること。

- j 雨天時でも安心して飲食を楽しむことができるよう、40人程度が飲食できるスペースとしてテントを設置すること。

- (イ) 市内事業者による雑貨類等提供ブースの設置・運営

4月3日（土）及び4日（日）に、会場内に市内小売商店による雑貨類等提供ブースを設置し、運営すること。

a 出店者の募集

出店者の募集に際し、最低1回以上、寝屋川市立産業振興センター（寝屋川市東大利町2番14号）において説明会を実施すること。

b 出店調整

出店する市内事業者については、本市と協議の上で決定すること。

また、出店者に対して、荒天時等においては、事業の中止又は一部中止を決定する場合もありうることを事前に説明するとともに、了承を得ておくこと。

c 出店者の要件

寝屋川市内で店舗を営業していること。電子商取引の場合は寝屋川市内の事業者であること。

d 出店店舗数

10店舗とする。受託者は出店者募集に際し、出店者が集まる創意工夫を図ること。

なお、打上川治水緑地のリニューアル工事後の状況により、出店店舗数が増える場合は、本市と協議の上で決定すること。

また、出店店舗については、本市と協議の上で決定すること。

e 各店舗仕様

各店舗1区画当たりの大きさは3.6m×3.6mとし、各区画を明示すること。

f 出店時間

午前11時から午後5時とすること。

g 出店料

出店料は、1日につき1,200円（税込）とすること。なお、「ねやがわパーク事業の運営費」として活用すること。

オ 関係者等との連携等において自由に利用できる、目隠し幕付きテント（3.6m×5.4m以上のもの）を1台、設置すること。

カ イベント実施中においては、会場内に本部テント（3.6m×5.4m以上のもの）を設置し、以下の運営を行うこと。

なお、本部テントには常時2名以上配置し、その他必要に応じて、円滑な運営ができるよう、機材設置及び人員体制を整えること。

- (ア) 会場内の落し物の受付・管理・警察署への届出
- (イ) 迷子の受付・一時預かり・場内アナウンス
- (ウ) 救護スペースの設置及び傷病者の対応
- (エ) イベントに関する問い合わせ対応
- (オ) 終了前アナウンスの実施

イベント終了15分前に会場内全体に終了時刻を周知すること。

- (カ) 出店者との調整、対応等

※ ただし、4月5日(月)から4月11日(日)までの桜のライトアップについては、巡回を兼ねて、常時1名以上配置すること。

キ 会場案内図の設置

飲食エリアに出店ブースの出店者名、販売物名（メニュー）及び出店配置を明示したエリアマップを2か所以上設置すること

ク 背景音楽等

会場内に背景音楽を流せるよう放送機材を設置するとともに、イベント開催時におけるテーマ等に合わせた楽曲の放送をすること。

ケ 簡易トイレの設置

会場内に簡易トイレを10台以上、台数に応じた手洗い設備を設置し、廃棄物等の回収まで実施すること。定期的な巡回も行い、適宜トイレットペーパー等の補充も行うこと。なお、設置数及び設置場所は本市と協議の上で決定すること。

また、夜間でも安全に使用できるよう、簡易トイレ内の明るさ対策を講じること。

コ 会場内のごみ対応

ごみ箱の設置等、会場内が汚れない対策を講じ、汚れた場合は清掃を行い、原状回復すること。

会場内で発生するごみについては、「可燃ごみ」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「缶・瓶」に分別して回収し、受託者の責任と負担により処分すること。

また、その他のごみ等が発生した場合においても、受託者の責任と負担により回収及び処分すること。

サ 写真・動画撮影

ホームページやチラシ等でPR・情報発信するために、イベントの様子を写真（800万画素以上）・動画撮影し、記録として残すこと。

なお、今後、ポスターやテレビCM、キャンペーン・イベント等における大型ビジョン放映、デジタルサイネージ放映等に使用する可能性があるため、それらに耐えうる画質、画素数、画像解像度で撮影すること。

シ その他

来場者に対して、来場促進につながる取組があれば、事前に市と協議した上で実施すること。

(5) その他イベント実施に当たっての留意事項

ア 鍵の貸与及び会場内の施錠について

イベント実施に際して必要な鍵については本市がこれを貸与する。

イベント終了後、会場内の鍵については、毎日施錠を行うこと。

イ 誘導及び混雑整理のための人員体制の確保

会場内及び会場周辺における来場者の誘導や混雑整理のため、令和6年度の来場者数実績（春開催イベント3日間で延べ約2万3千人）を踏まえ、目標来場者数を設定するとともに十分な人員体制を確保した来場者誘導案を提案、実施すること。

なお、誘導及び混雑整理の実施に当たっては、関係機関との調整や連携を必要に応じて行うこと。

ウ 駐車場の調整

イベント実施期間中の打上川治水緑地有料駐車場の利用、調整については、駐車場の指定管理者である公益社団法人寝屋川市シルバー人材センターと事前の調整（駐車場から右折出庫を促す誘導員を配置する等）を行うこと。

エ イベント開催に係る保険加入

イベント開催に当たり、賠償責任等に対応するため、賠償責任保険等必要な保険に加入するとともに、各保険の保険証書等の写しを本市に提出すること。

なお、保険加入期間については、各保険内容に応じて、イベントの開催日だけではなく、イベントの準備開始時から撤収完了までの期間とし、令和9年3月29日（月）9時から4月13日（火）18時までの期間とすること。

(ア) 来場者、出演者及びスタッフ等の傷害保険

(イ) 対人・対物賠償責任保険

(ウ) 飲食物の食中毒等に係る賠償責任保険

オ 打上川治水緑地のリニューアル工事【市都市四課所管】について

イベント会場となる打上川治水緑地について、令和8年3月から工事開始し、令和9年3月に工事完了予定であるが、工事状況等を踏まえ、市や関係機関と連携し、イベント実施に向けて取組を進めること。

2 関係者等との連携

(1) 市や関係者等との連携事業

市や関係者等から連携事業について提案があった場合は、原則、受託者負担とし、市又は関係者等と協議・調整の上、連携事業を実施するための協力をする事。

(参考) 令和6年度連携事業

【春開催イベント】

- ・寝屋川市茶道協会、寝屋川生菓子組合
- ・同志社香里中学校・高等学校吹奏学部による点灯式演奏

(2) その他連携事業

上記以外にイベント来場者の満足度向上や地域経済の活性化に有効と思われる関係者等との連携事業を市と協議の上で実施すること。

3 広報・情報発信に関する業務

(1) 広報物の作成

リーフレット、ポスターを作成し、現物及び電子データ（PDF形式）を、別途指定する納品日までに納品すること。

電子データ（PDF形式）は、Instagram、Xを始めとした各種SNSでの投稿や特設ホームページに掲載するなど、スマートフォン等の端末からも確認できるようにすること。

ポスターのデザイン案については、初稿として2案作成し、提案すること。

ア 作成物・仕様・作成部数・納品日の目安

作成物	仕様	作成部数	納品日の目安
リーフレット (事前周知、当日配布用)	A3横サイズ両面 二つ折り	8,000部	令和9年2月下旬
ポスター	A0縦サイズ片面	8枚	令和9年2月上旬
	A1縦サイズ片面	90枚	
	A2縦サイズ片面	500枚	

イ 掲載内容

掲載内容は、本市と協議の上で決定する。

(ア) リーフレット

出店ブースの出店者名、販売物名（メニュー）及び出店配置を明示したエリアマップ、演出内容、その他イベントの必要事項を掲載すること。

(イ) ポスター

演出内容、その他イベントの必要事項を掲載するとともに、目を引くようなデザインとすること。

また、降雨に耐えうる仕様とすること。

ウ 配架先

リーフレットについては、出店ブースの各店舗に各20枚ずつ配布すること。

作成したリーフレット、ポスターの事前周知先について、市と協議の上で実施すること。

配架場所及び配架枚数については、本市と協議の上、決定すること。

エ ポスター掲示

作成したポスター（A0サイズ及びA1サイズ）について、市内4駅前の市指定掲示場所に、受託事業者において掲示（ワッポン使用）及び取外し作業を行うこと。

(2) Instagram、Xを始めとした各種SNS、特設ホームページを活用した戦略的な広報の企画・実施

実施に際しては、本市と協議の上、行うこと。

ア 動画や写真を多用したInstagram、Xを始めとした各種SNS、特設ホームページによる情報発信等、戦略的かつ効果的な広報について市と協議の上で実施すること。

なお、特設ホームページにはよくある問合せを掲載すること。

イ 来場者に対しSNSでの情報発信を促し、拡散する仕掛けを構築すること。

ウ 出店事業者の情報についても積極的にPRすること。

エ 開催イベントにおいて、それぞれ固有のハッシュタグを提案、それらを活用し、Instagram、Xを始めとした各種SNSで情報発信すること。

なお、内容の詳細については、本市と協議の上、決定すること。

オ Instagram、Xを始めとした各種SNSや特設ホームページ以外に本市近隣の大学を活用したPRや近隣主要駅を活用した情報発信をすること。

なお、内容の詳細については、市と協議の上、実施すること。

カ 市外からも集客が見込める手法を市と協議の上、実施すること。

(3) その他広報・情報発信

上記以外にイベントの周知、来場者増加又は地域経済の活性化に有効と思われる広報・情報発信の取組、工夫について提案、実施すること。

4 事業の効果測定業務

(1) イベント来場者の計測

イベント開催期間中は毎日、来場者数を計測すること。計測の方法については本市と協議の上で決定すること。

(2) 事業の効果測定方法

アンケートやその他の手法を用いて、必要なデータを収集して効果測定を行うこととし、次回開催の内容充実に寄与するような事業の効果測定方法について実施すること。データ収集に際しては効果測定・分析のために十分なデータが得られるよう工夫すること（アンケート調査の場合、サンプル数を400以上確保すること。）。

なお、調査項目については本市と協議の上で決定すること。

5 報告業務

本業務に関する報告書作成等の業務を行う。

(1) 本業務の進捗状況は随時、本市に報告し調整を図ること。

(2) 本業務の企画・運営に当たって、不明確な点や改善の必要性があると認められる場合は本市と協議すること。

(3) 写真、本業務の企画・運営に際して作成した資料、データ等は全て本市に報告書と共に提出すること。

報告書については、Instagram、Xを始めとした各種SNSや特設ホームページでの情報発信に対してのアクセス分析、出店ブースの売上分析等、次年度以降の運営に役立てるものを盛り込むこと。

なお、報告書の形式については本市と協議の上、決定すること。

(4) 報告書提出期限

令和9年5月10日(月)

6 その他各事業の実施に当たっての企画運営業務

- (1) 総合的な企画調整に関すること。なお、本市との打ち合わせについては月1回以上行い、議事録を作成すること。
- (2) 関係者等の斡旋及び調整に関すること。
- (3) イベント会場の周辺地域企業及び地域住民との調整に関すること。
- (4) 関係者との連絡体制の構築に関すること。
- (5) 各関係機関への申請・協議に関すること。
- (6) 会場の設営・撤収、機材等の搬入・搬出等に関すること。
- (7) 機材、備品等の借入及び返却に関すること。
- (8) 看板設置等、会場案内に関すること。
- (9) イベントの進捗管理に関すること。
- (10) 来場者安全確保に関すること。
- (11) 事故発生等の緊急時対応に関すること。
- (12) イベント会場における来場者からの問合せ等対応に関すること。
- (13) イベント期間中の運営総括及び会場全体の管理に関すること。

第6 その他留意事項

- 1 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- 2 受託者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 4 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 5 受託者は、本業務の実施に当たり本市が保有する施設や物品等を変更しようとするときは、本市と協議すること。
- 6 受託者は、契約期間が満了したとき、又は契約を解除されたときは、本市の指示するところにより、本市が保有する施設や物品等を原状に回復しなければならない。
- 7 受託者は、本市が保有する施設や物品等をき損滅失したときは、本市の指

示するところにより、当該施設や物品等を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 8 イベント会場である打上川治水緑地が、洪水時に水を流入させ、寝屋川及び打上川の氾濫を防ぐための遊水地であることから、受託者は洪水等の災害時における対応について本市と協議・検討すること。
- 9 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- 10 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。
- 11 受託者は、開催イベントの完了報告後、検査に合格したときは、適法な支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 12 ライトアップで使用するために受託者が用意した物で、次のイベントで活用が見込める物について、本市に無償で譲渡できるものとする。
- 13 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

市の所有物品

[ライトアップ機材]

名称	数量	名称	数量
R G B 投光器 105W	54	単管パイプ 5 m	1
L E D 投光器 58W	74	単管パイプ 4 m	7
クリップライト 15W	283	単管パイプ 1.5m	7
ゴボ S P	4	分電盤	8
ポール 5.5m	3		
ケーブル、ボックス、制御ケーブル、支線、杭			



単管パイプ接続



盤、単管パイプ、支線



R G B 投光器 105W



L E D 投光器 58W



クリップライト 15W



ゴボ S P

[その他]

用途	名称	数
ライトアップ演出関係	竹籠（手持ちタイプ）	115
	竹籠（設置タイプ）	20
	L E D ライト（ゆらぎ）	164
	ランタン	16